立川市避難行動要支援者
避難支援マニュアル

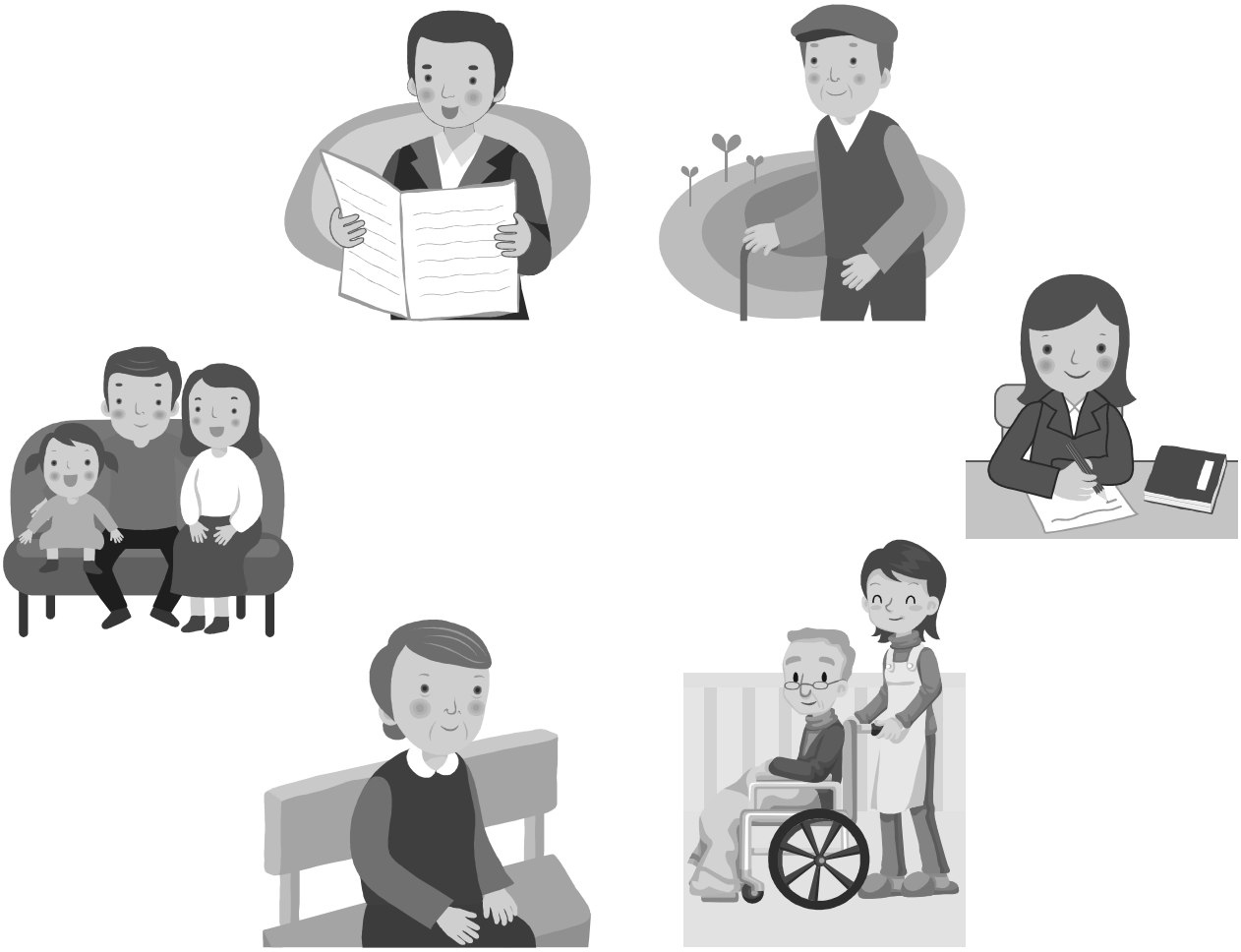

平成３０年７月改訂

目　　次

第１章　避難行動要支援者支援の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・　－１－
　第１節　なぜ支援が必要なの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－１－
　第２節　取組みの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－２－
　第３節　平常時から提供する避難行動要支援者名簿の作成（登録）・提供・・　－３－
　　１　名簿の作成（名簿への登録）・・・・・・・・・・・・・・・・・　－３－
　　２　支援団体に対する名簿の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・　－６－
　第４節　災害発生時に提供する避難行動要支援者名簿の作成・提供・・　－８－
　　１　名簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－８－
　　２　支援団体等に対する名簿の提供・・・・・・・・・・・・・・・・　－８－
　第５節　避難支援プラン（個別計画）の作成・活用・・・・・・・・・・　－９－
　　１　避難支援プラン（個別計画）の概要・・・・・・・・・・・・・・　－９－
　　２　避難支援プラン（個別計画）の作成対象者・・・・・・・・・・　－９－
　　３　避難支援プラン（個別計画）の作成・活用・・・・・・・・・・　－９－
　　４　注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-10－

第２章　支援団体・支援者編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－11－
　第１節　支援団体・支援者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－11－
　　１　平常時の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－11－
　　２　災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－11－
　第２節　平常時の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－12－
　第３節　災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－13－
　　１　地震発生直後の対応フロー例①・・・・・・・・・・・・・・・・　－15－
　　２　地震発生直後の対応フロー例②・・・・・・・・・・・・・・・・　－16－
　　３　災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－19－
　　４　注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－22－

第３章　要支援者編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－24－
　第１節　要支援者の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－24－
　　１　平常時の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－24－
　　２　災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－24－
　第２節　平常時の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－25－
　第３節　災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－26－
　　１　地震発生直後の対応フロー例・・・・・・・・・・・・・・・・・　－27－
　　２　災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－28－
　　３　注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－30－

参考資料
　資料１　抜粋　立川市地域防災計画　ー防災・減災計画　イメージ図・・　資-１
　資料２　避難行動要支援者（新規・変更・更新）登録申請書・・・・・・　資-２
　資料３　「避難行動要支援者名簿」登録・変更・取消申請窓口・・・・・　資-４
　資料４　要支援者の特徴と災害時に必要とされる支援（例）・・・・・・　資-５

資料５　地震　その時 10 のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資-６
資料６　一次避難所（震度５強以上）、安否確認連絡所（震度４以上）　詳細一覧・・・　資-７
資料７　「一次避難所、二次避難所、福祉避難所」町別一覧・・・・・・　資-９
資料８　平常時から提供する避難行動要支援者登録名簿等の取り扱い・・　資-11
資料９　立川見守りメールの登録方法・・・・・・・・・・・・　資-13

はじめに

全国各地で大規模な地震や台風等により、多くの犠牲者や家屋等の被害が毎年のように発生しています。障害者や高齢者、特に状態の重い方や在宅医療等の方が被災するケースが目立っています。

平成 25 年の災害対策基本法の改正において、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」とし、その把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。現在、避難行動要支援者情報について、市が把握するとともに、その情報を自治会、市民防災組織、民生委員・児童委員等と共有し、連携して安否確認や避難支援等を行う体制づくりを進めています。

このマニュアルでは、市が進めている地域の支援体制づくりに関する取組み（①取組みの概要、②地域の支援団体・支援者の平常時・災害時の取組み、③地域で暮らす避難行動要支援者自身の平常時・災害時の取組み）について、その考え方と具体的な取組方法を交えて示しています。(注)

いざという時にひとりでも多くの人を救うため、地域に生活する多くの住民の方々にこのマニュアルをご覧いただき、「誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくり」に役立てていただければ幸いです。

(注)　具体的な取組方法や災害発生直後の対応フローを示してはいますが、それらが全てではありません。このマニュアルを参考に、それぞれの地域で話し合い、あなたの地域に最も合った方法を探してみてください。

第１章　避難行動要支援者支援の取組み

第１節　なぜ支援が必要なの？

地震、風水害その他の災害が発生した場合には、加齢や障害などにより一人では自らを守るための適切な行動をとることが困難な方々がいます。

そういった方々を支援するために市ではこれまで、災害時要援護者対策として、ご本人が直接窓口で申請する、または民生委員・児童委員などのお力を借り同意を得るなどして、災害時要援護者名簿を作成し、いざというときに備えてきました。

しかし、東日本大震災を契機に災害対策基本法が改正され、災害時に自ら避難することが困難で支援を必要とする方を「避難行動要支援者」と定義し、こうした方々の情報を記載した「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられました。

市ではこのことを踏まえ、これまでより対象を明確化させ、より避難することが困難な方（障害等級や介護度合等の重い方＝避難行動要支援者）を対象に名簿を作成することとしました。

この名簿には、名簿登載・情報提供についての同意の有無にかかわらず対象者全員が名簿に登載され、災害発生時には必要に応じて関係機関などの支援者に配布されます。ただし、名簿登載に同意を得ている方の名簿は、協定を締結している自治会や関係機関等に平常時から事前に配布されます。

また、これまでの災害時要援護者名簿に登録した方や、必要であると認められる方も、引き続き避難行動要支援者名簿の対象者としております。

第２節　取組みの概要

これまでの災害例を見ても、地震などの大規模災害時には、市役所も数日は地域への対応が限定的になると予想されます。このような状況では、地域における助けあいが大きな力となります。

そこで立川市では、事前に同意を得た災害時に支援を要する方の名簿を、地域や関係機関・団体に平常時から提供し、災害発生時における支援を地域の中で受けられるようにするための取組みを進めています。

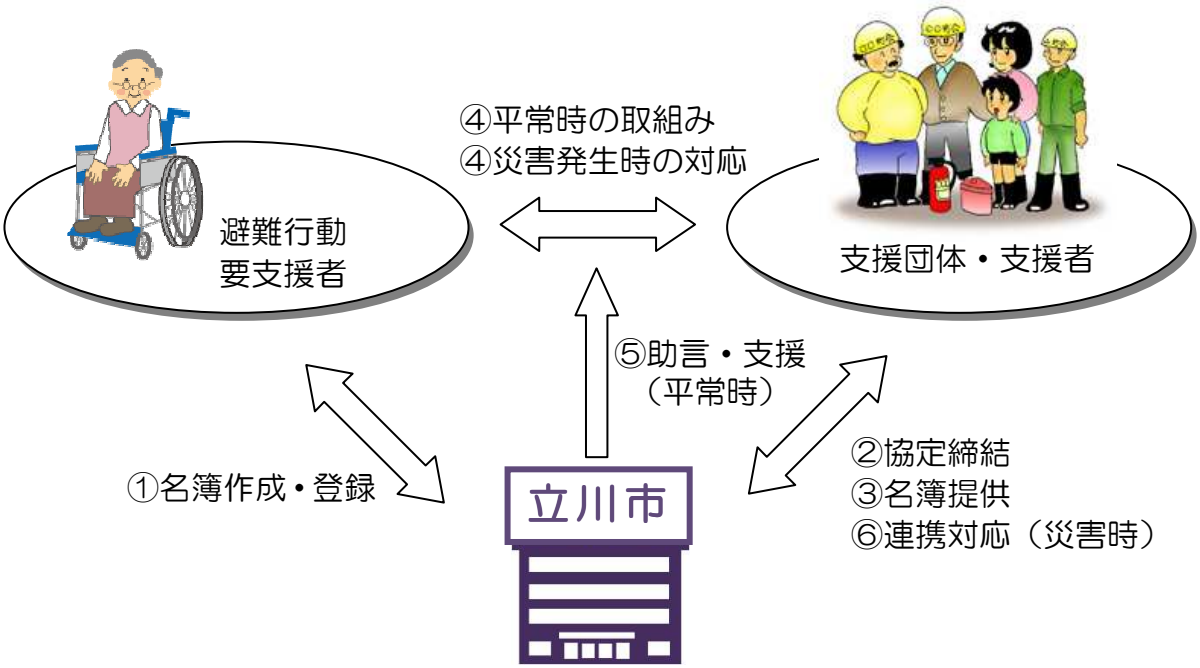

［図中番号の説明］

① 立川市は、登録申請された要支援者のみを登載した名簿を作成します。

② 立川市と自治会、市民防災組織とで支援に関する協定を締結します。

③ 立川市は、協定を締結した自治会、市民防災組織及び関係機関・団体等（以下「支援団体」という。）に対して、名簿を提供します。

④ 支援団体は、互いに協力・連携して、名簿を活用した支援活動に取り組みます。

⑤ 立川市は、支援団体が行う安否確認や避難誘導等の訓練に対する助言・支援を行います。

⑥ 立川市と支援団体は、災害時、連携して避難行動要支援者対応を行います。

第３節　平常時から提供する避難行動要支援者名簿の作成（登録）・提供

１　名簿の作成（名簿への登録）

平常時から提供する名簿への登載を希望する場合には、まず避難行動要支援者名簿への登録が必要です。登録申請がされた場合に名簿に登載されます。名簿の作成は、市が行います。

①　登録対象者

登録の対象は、市内に居住されている方で、かつ災害時に地域での支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報を関係機関・団体に提供することに同意される以下の方とします。

このマニュアルでは、これらの方々のうち名簿登録された方を「要支援者」と呼びます。

対　象	状　　態
在宅医療	人工呼吸器利用
要介護認定者	要介護度３～５
身体障害者	下肢機能障害　　１級、２級
	移動機能障害　　１級、２級
	体幹機能障害　　１級、２級
	視覚障害　　１級、２級
	呼吸器機能障害　１級
知的障害者	愛の手帳　　１度、２度
難病患者等	難病指定を受け、障害福祉サービスを受けている方
その他	上記以外で自ら情報の収集や避難行動が困難な方

② 名簿に登載される項目

- ➢ 氏名、カナ氏名
- ➢ 住所、電話番号、携帯電話番号
- ➢ 生年月日、年齢、性別
- ➢ 登録事由（障害、要介護の別等）
- ➢ 居住地域に存する自治会名
- ➢ 居住地域を担当する民生委員・児童委員名

③ 登録の申請

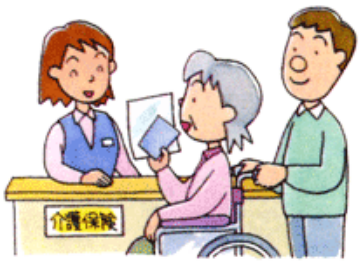

登録を希望する方が、所定の様式（資料２）に記入し、登録申請を行います。

④ 登録内容の変更、登録の取消

登録された方で、転居等により登録内容に変更が生じた場合や登録の取消を求める場合は、所定の様式により、申請を行う必要があります。

⑤ 申請窓口（資料３参照）

「新規登録」、「登録内容の変更」、「登録の取消」の各種申請については、立川市役所、地域包括支援センターなどで行います。

⑥ 注意事項

➢ 次の施設に入所されている方は登録することができません。

	施設名称	根拠法令
1	共同生活を営むべき住居 （認知症高齢者グループホーム）	老人福祉法第５条の２第６項
2	養護老人ホーム ※現在、立川市内にはありません	老人福祉法第 20 条の４
3	特別養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の５
4	軽費老人ホーム （軽費老人ホーム・ケアハウス）	老人福祉法第 20 条の６

５	有料老人ホーム	老人福祉法第 29 条
６	地域密着型特定施設 ※現在、立川市内にはありません	介護保険法第８条第 21 項
７	地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第８条第 22 項
８	介護老人保健施設	介護保険法第８条第 28 項
９	サービス付高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項
１０	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第 11 項
１１	共同生活を営むべき住居 (障害者グループホーム)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第 17 項

- ➢ この取組みは、災害による人的被害の軽減を目的に、地域での支援体制づくり（共助）を目標としています。ただし、「自助」があっての「共助」であるため、平常時・災害時ともご自身の取組み（自助）が第一となります。
- ➢ この取組みは、地域の支援団体・支援者に対して、ボランティア精神に基づく善意での支援をお願いしているものであるため、名簿への登録によって、災害時の支援が保証されるものではありません。

２　支援団体に対する名簿の提供

①　支援者とは

支援者は以下のような方を想定しています。

このマニュアルでは、これらの方々を「支援者」と呼びます。

- ➢　避難行動要支援者の家族・親族等
- ➢　要支援者と近所の付き合いのある方、友人
- ➢　地域包括支援センター、ケアマネジャー、ヘルパー等
- ➢　自治会、市民防災組織、民生委員・児童委員
- ➢　その他、地域で災害時に支援ができる方

②　支援団体（名簿提供先）とは

市は、自治会、市民防災組織のうちこの取組みに同意いただいた団体と、支援内容や名簿管理に関する協定書を締結し、名簿を提供します。

このマニュアルでは、名簿情報を提供した団体を「支援団体」と呼び、下記団体が該当します。

- ➢ 立川消防署
- ➢ 立川市消防団
- ➢ 地域包括支援センター
- ➢ 民生委員・児童委員
- ➢ 自治会、市民防災組織等※
- ➢ 立川警察署
- ➢ 立川市社会福祉協議会
- ➢ 福祉相談センター

※　平成 30 年 4 月 1 日現在、85 組織に名簿提供しています。

③　名簿登載者の範囲

名簿登載者は提供先によって異なります。例えば、「消防署、警察署等」に対しては市内全域の登録者を、「民生委員・児童委員、地域包括支援センター等」に対しては委員又はセンターの各担当区域内に居住する登録者を、「自治会、市民防災組織」に対しては各組織の区域内に居住する登録者をそれぞれ登載し、提供しています。

≪避難行動要支援者名簿≫

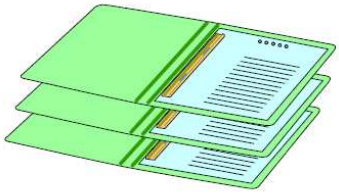

④　個人情報の取り扱い

市と自治会、市民防災組織等は名簿の管理等について協定を結び、その中で事故のないように保管していただくこと、名簿の保管者を特定して、責任をもって管理していただくことなどをお願いしています。

≪名簿提供前後の流れ≫

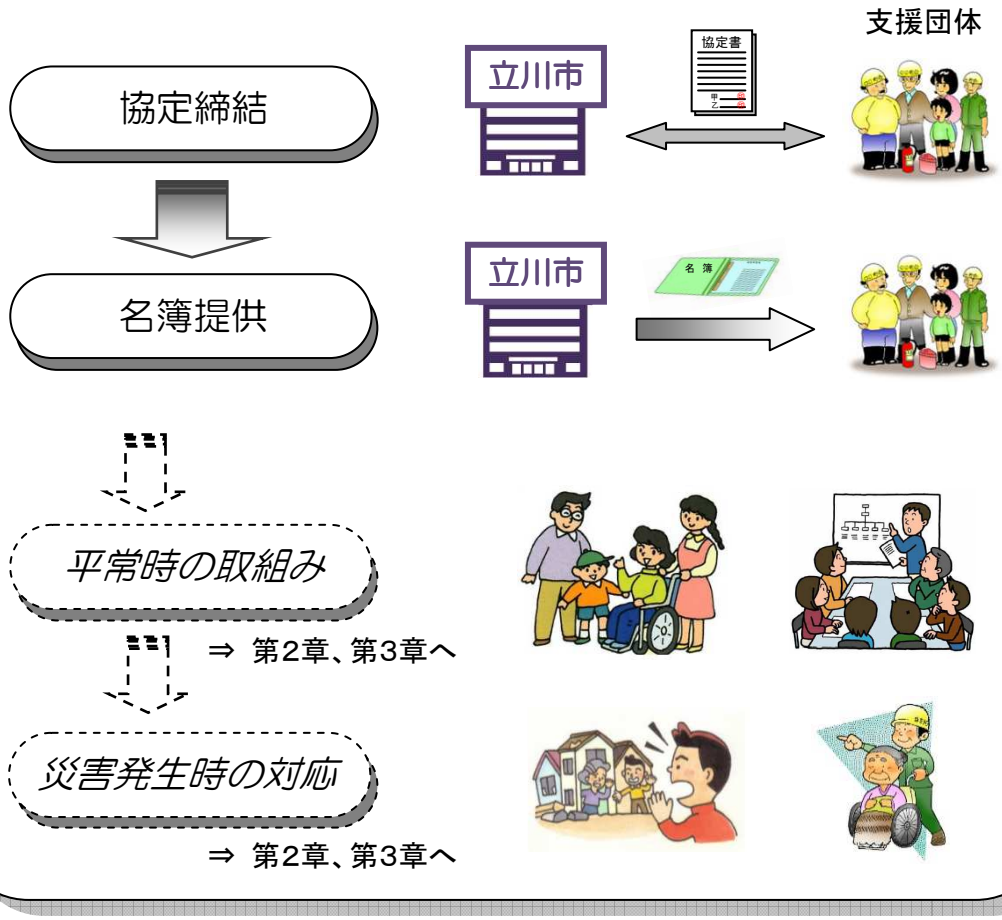

第４節　災害発生時に提供する避難行動要支援者名簿の作成・提供

１　名簿の作成

災害対策基本法が一部改正されたことにより、市では名簿登載の同意がない方も登載した避難行動要支援者名簿を作成します。

①　登録対象者

平常時から提供される名簿に登載される方と同様です。

②　名簿に登載される項目

平常時から提供される名簿に登載される項目と同じです。

③　登録の申請等

法律に基づき市が作成するものであり、特に申請等の必要はありません。

２　支援団体等に対する名簿の提供

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、支援団体及びその他地域団体等（市と協定を締結していない地域の団体・者）へ名簿提供の同意がない方も登載した避難行動要支援者名簿を提供し、支援活動を依頼します。

①　名簿登載者の範囲

一次避難所毎に登録者を登載し、必要な範囲内で提供します。

②　個人情報の取り扱い

避難行動要支援者名簿の提供時に受領書等の提出をいただき、個人情報が漏えいしないように適切に管理していただくことなどをお願いします。

第５節　避難支援プラン（個別計画）の作成・活用

１　避難支援プラン（個別計画）の概要

避難行動要支援者にとって、避難誘導支援が必要な理由は様々です。また、お住まいの地域によって避難先や避難経路の状況も異なります。そのため、万が一の時に備え、避難誘導を支援する方（避難誘導支援者）２～３人の確保、避難所、避難経路、避難方法の確認をあらかじめ行っておくことが重要です。

そこで、市では、避難行動要支援者名簿に登録した方のうち、心身状況などの理由により避難所までの移動支援が必要な方については、『避難支援プラン（個別計画）』の作成を行っていきます。

２　避難支援プラン（個別計画）の作成対象者

同プランの作成を希望し、かつ支援を受けるために必要な個人情報を特定の避難誘導支援者に提供することに同意される方とします。

３　避難支援プラン（個別計画）の作成・活用

避難支援プラン（個別計画）は、「避難行動要支援者（本人）」、「避難誘導支援者」、「市」が協力して作成します。

作成後、より迅速で確実な支援行動ができるよう移動支援の訓練・検証や非常持出品（杖、常備薬等）の確認等を行ってください。

４　注意事項

☞　地震は、いつ、どこで、どの程度の規模で発生し、どのような被害をもたらすのか予測できません。そのため、被災状況によっては、避難支援プラン（個別計画）どおりの支援ができないことも十分に考えられます。震災時には、避難支援プラン（個別計画）を基本としつつも、その状況に応じた対応が求められます。

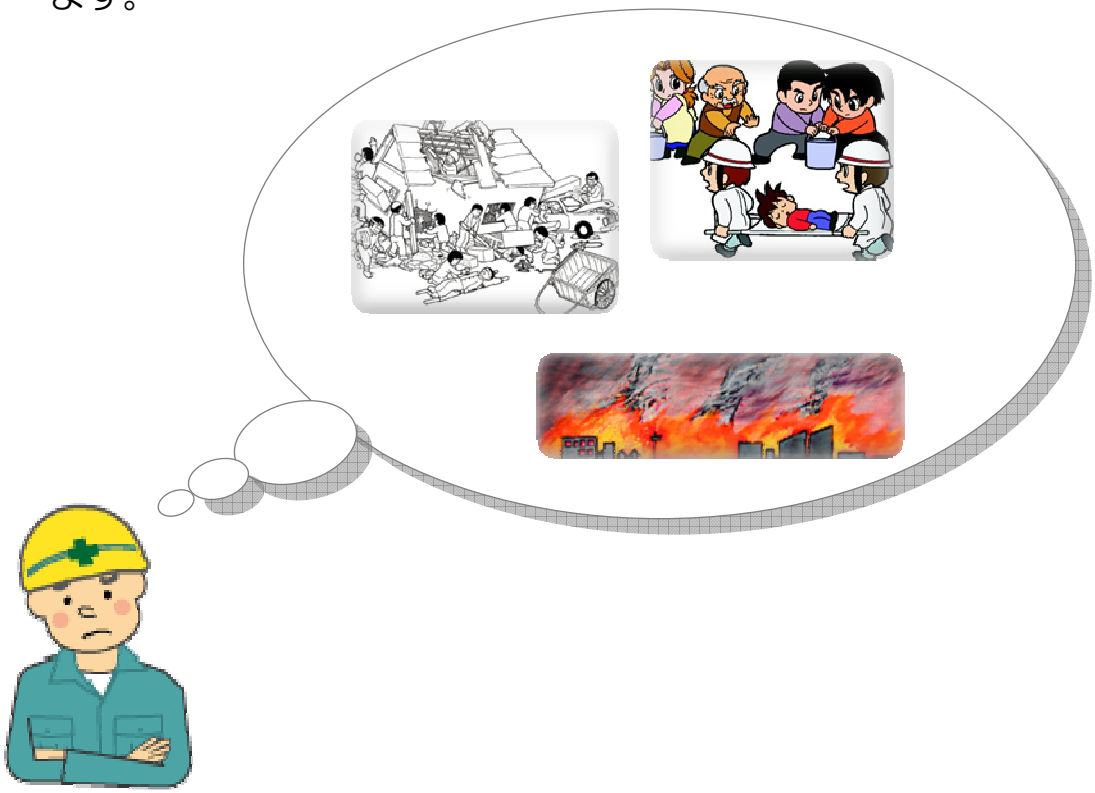

第２章　支援団体・支援者編

第１節　支援団体・支援者の役割

１　平常時の取組み

支援団体・支援者は、災害に備え、「要支援者との関係づくり」と「災害対応の準備」を行います。

① 【関係づくり】積極的なコミュニケーション

② 【関係づくり】防災訓練（避難訓練等）の実施

③ 【対応準備】支援体制づくり

④ 【対応準備】避難支援プラン（個別計画）作成への協力

２　災害発生時の対応

災害発生時には、主に次の３つの活動を行います。ただし、②、③については、状況次第で行います。

① 要支援者の安否確認を行う。

② 被害状況等に応じて、救出救護活動、避難誘導等を行う。

③ 要支援者のうち、避難支援プラン（個別計画）を作成した方がいる場合は、必要に応じた避難支援を行う。

≪名簿提供後の流れ≫

協定締結

名簿提供

⇒ 第1章へ

平常時の取組み

【関係づくり】

【対応準備】

災害発生時の対応

【安否確認】

【救出救護活動】

【避難支援】

第２節　平常時の取組み

① 積極的なコミュニケーション

お互いに顔見知りにならなければ、いざという時に支援することができません。まずは要支援者のお宅を訪ねるなど、お互いに顔を合わせることから始めてみましょう

地域の民生委員・児童委員の協力を得たり、地域の行事案内などと兼ねて訪ねることで声がかけやすくなります。

② 防災訓練（避難訓練等）の実施

いろいろな準備を整えても、災害時にしっかり役立てられるかどうかわかりません。平常時にも安否確認や避難誘導の訓練をしておくことで、取り組まなければならない点が明らかになります。

すでに防災訓練を定期的に行っている場合は、防災訓練に安否確認や避難誘導を取り入れてみてはどうでしょうか。

訓練方法については、市役所や消防署に相談してみましょう。

③ 支援体制づくり

災害時に限られた人数で要支援者の安否確認や避難誘導を確実に、そして効率的に行うために、支援担当者一人ひとりの役割をはっきりさせましょう。

支援担当者が被災した場合にも対応できるように、複数の支援担当者を決めておくと安心です。

また、安否や避難に関わる情報の集約方法や支援者間での連絡方法についても検討しましょう。

④ 避難支援プラン（個別計画）作成への協力

要支援者の事情や災害時に必要な支援内容は一人ひとり異なります。的確な支援を行うには、お互いのことを理解する必要があります。そのため、避難支援プラン（個別計画）の作成については、要支援者本人、避難誘導支援者及び市が協力して行います。

第３節　災害発生時の対応

支援団体・支援者は、立川市において「震度４以上」の地震が発生した場合、事前に配布している名簿を活用して名簿登載者の安否確認を行ってください。名簿登載者全員の安否確認が完了していない場合でも、発災から概ね３時間ごとに１度、安否確認結果を集計し、最寄りの小中学校（旧多摩川小含む）に市役所から派遣されている要支援者対応職員（立川市福祉保健部職員）に報告してください。なお、安否確認が完了していない場合、報告後も引き続き安否確認を行ってください。

被害が大きく支援団体・支援者だけでは活動が困難な場合には、速やかに、最寄りの小中学校に行き、被害状況や対応状況等を伝えるとともに、消防等の応援要請を行ってください。

また、被害等の状況から市が必要であると判断した場合には、災害発生時に提供する避難行動要支援者名簿(未同意者を含んだ名簿)を必要な範囲で提供します。支援活動を依頼された支援団体及びその他地域団体等は、未同意者を含んだ名簿を受領し、登載されている避難行動要支援者の避難支援及び安否確認を実施してください。実施方法、報告等については、事前に配布している名簿の時と同様になります。

≪地域全体での災害対応イメージ≫

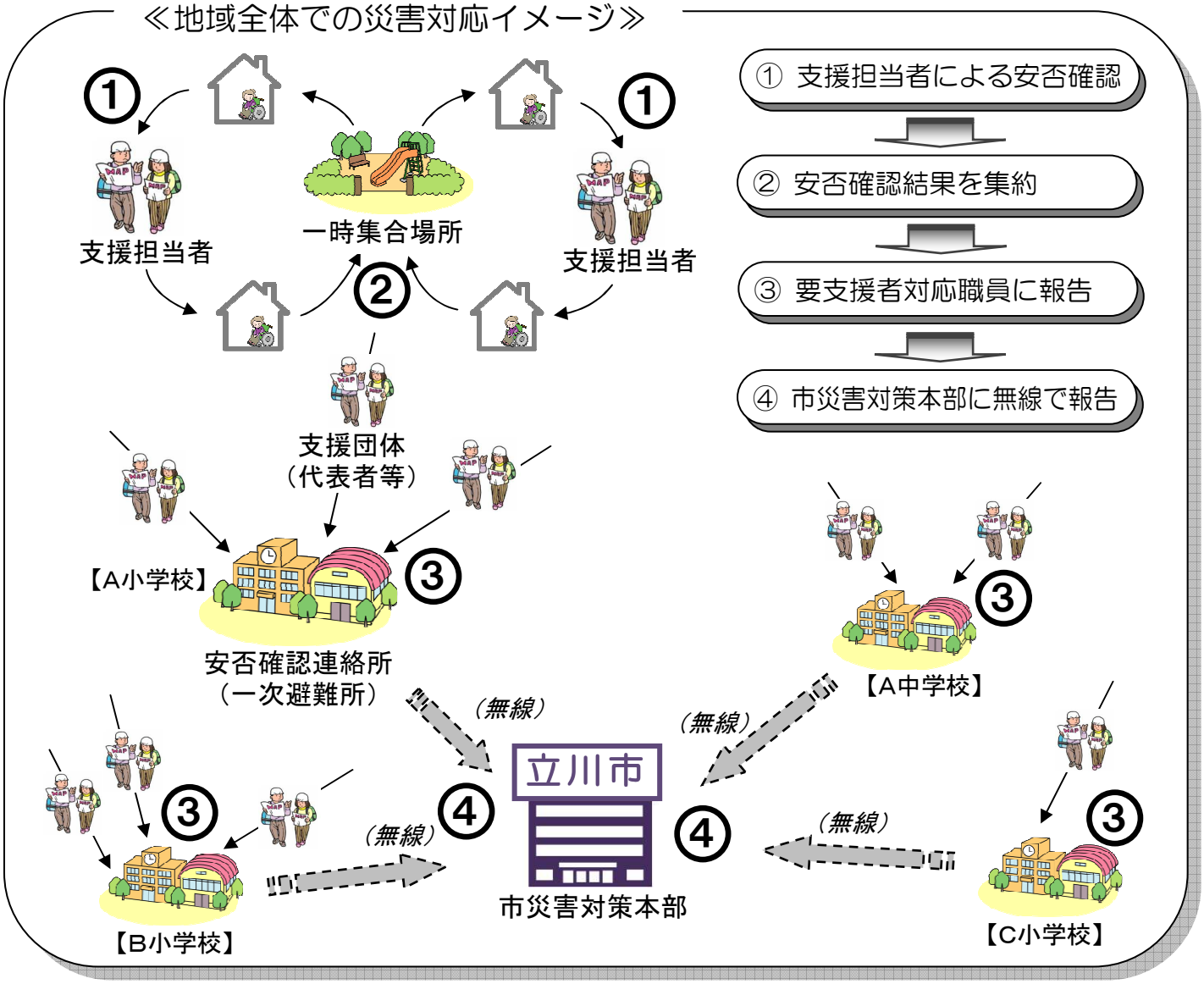

1　地震発生直後の対応フロー例①

（市災害対策本部⇔安否確認連絡所⇔支援団体・支援者⇔その他地域団体等の関係）

地震発生からの経過時間	市災害対策本部（市役所）	安否確認連絡所（市立小・中学校）	支援団体（地　域）	その他地域団体等（地　域）
地震発生時～発生直後	自身の安全確保、自宅被害状況の確認、立川市震度の確認			
発生直後～概ね３時間後	職員参集（夜間・休日の場合） ↓ 市災害対策本部設置	緊急初動参集職員（４名）参集（夜間・休日の場合） ↓ 派遣された要支援者対応職員（1～2名）が、安否確認連絡所を開設 ↓ 災害発生時に提供する避難行動要支援者名簿登載者の避難支援・安否確認を依頼	一時集合場所に集合し支援団体内の安否確認 ↓ 支援団体内（安否確認が取れていない方）／名簿登載者の安否確認 ↓ ※ ↓ 一時集合場所に再集合し、支援担当者からの報告（安否確認結果）を集約	一時集合場所に集合し組織構成員の安否確認 ↓ 一次避難所（安否確認連絡所）に移動 ↓ 了承した場合、避難行動要支援者名簿登載者の避難支援・安否確認を実施
	安否確認連絡所からの報告（安否確認結果）を集約 ↓ 今後の対応方針等を安否確認連絡所に指示	支援団体からの報告（安否確認結果）を集約し、市災害対策本部に報告 ↓ 今後の対応方針等を支援団体に指示	集約した安否確認結果を安否確認連絡所に報告 ↓ 今後の対応方針等を受命	実施した避難支援・安否確認結果を安否確認連絡所に報告
			一時集合場所に戻り、今後の対応方針等を支援担当者に指示 ↓ ・安否確認を継続実施 ・安否確認完了し、避難所へ避難など	
概ね３時間後以降	これ以降、概ね３時間ごとに安否確認連絡所からの報告を集約し、今後の対応方針等を指示	これ以降、概ね３時間ごとに支援団体からの報告を集約し、市災害対策本部に報告	これ以降、概ね３時間ごとに支援担当者からの報告を集約し、安否確認連絡所に報告	これ以降、概ね３時間ごとに、安否確認連絡所に報告

2　地震発生直後の対応フロー例②（支援団体・支援者のフロー詳細）

支援団体・支援者に関して、「安否確認時の対応」（前ページの※部分）の詳細を３パターンで示します。

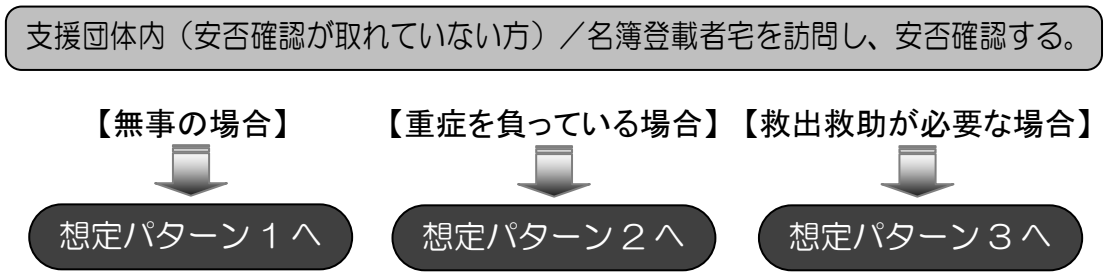

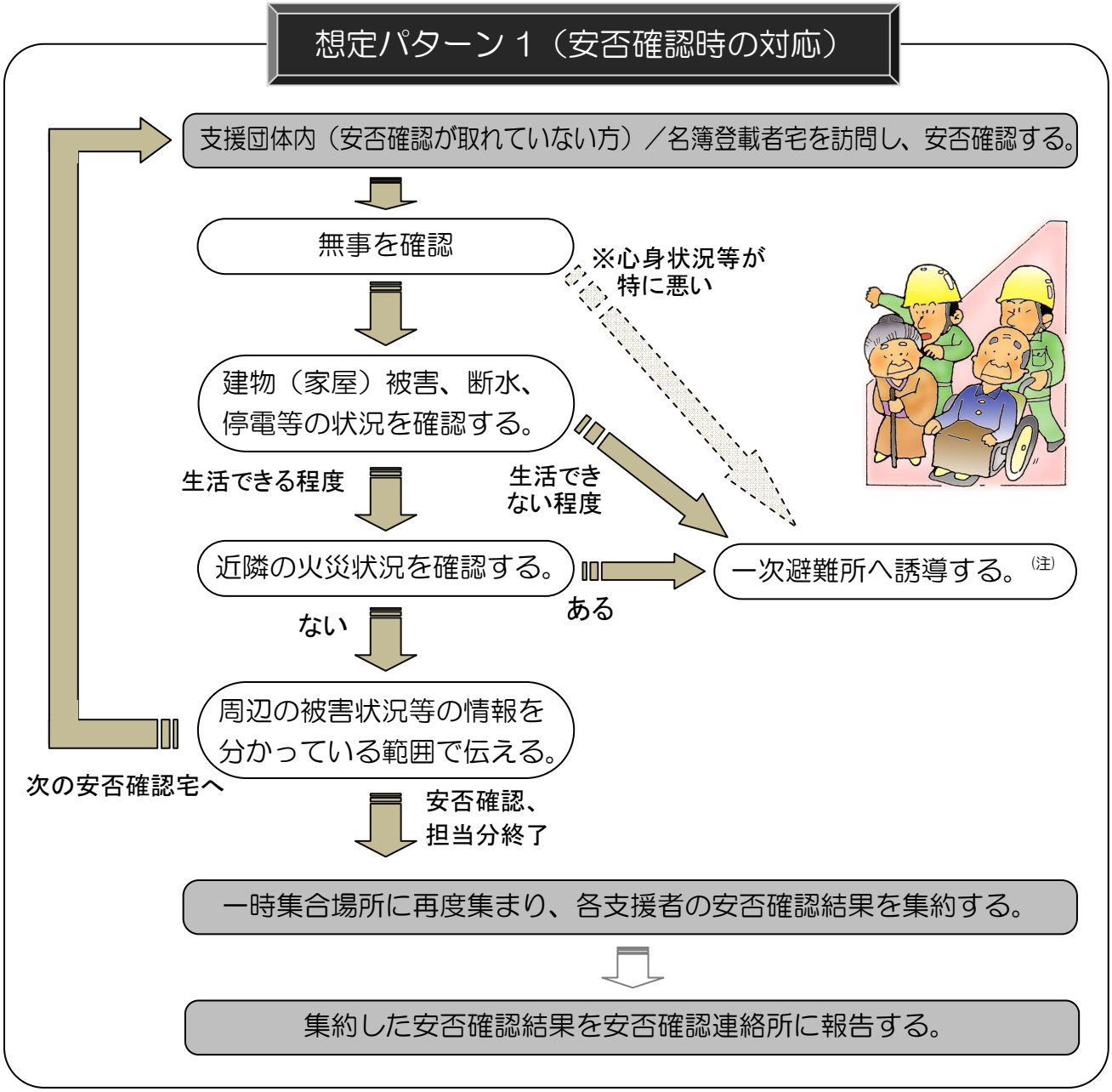

※　要支援者の心身状況等から避難所に行った方がよいと判断した場合にのみ行います。

想定パターン２（安否確認時の対応）

支援団体内（安否確認が取れていない方）／名簿登載者宅を訪問し、安否確認する。

↓

重症を負っている要支援者を発見

↓

周囲の人を呼び、119 通報と応急措置を行う。

・119 がつながらない
・救急車が対応不可

救急車が対応可能

周囲の人と協力し、近くの病院又は拠点救護所が開設される一次避難所（市立中学校）に搬送する。(注)

救急車到着まで付き添う。
到着後、救急隊に発見時の状況・措置内容を伝える。

安否確認、担当分終了

安否確認、担当分終了

一時集合場所に再度集まり、各支援者の安否確認結果を集約する。

↓

集約した安否確認結果を安否確認連絡所に報告する。

次の安否確認宅へ

次の安否確認宅へ

（注）

☞ 発災直後は、まず一次避難所に誘導してください。二次避難所・福祉避難所については、被害状況等を鑑み、受け入れ体制が整ってから順次開設します。

☞ 施設の受け入れ体制が整い、二次避難所・福祉避難所が開設された後は、自宅から直接誘導することができます

☞ 一次避難所のうち市立中学校（9校）については、拠点救護所としても指定しています。ただし、各校で救護所としての受け入れ体制が整ってからの開設となります。

想定パターン３（安否確認時の対応）

支援団体内（安否確認が取れていない方）／名簿登載者宅を訪問し、安否確認する。

家屋や家具の下敷きになり、
脱出できない要支援者を発見

周囲の人と協力し、119 通報と救出作業等（要支援者への声かけ、がれきの撤去など）を可能な範囲で行う。

次の安否確認宅へ

無事だった場合

重傷を負っている場合

次の安否確認宅へ

想定パターン１へ

想定パターン２へ

安否確認、
担当分終了

安否確認、
担当分終了

一時集合場所に再度集まり、各支援者の安否確認結果を集約する。

集約した安否確認結果を安否確認連絡所に報告する。

3　災害発生時の対応

①　安全確保と状況把握（地震発生直後）

■　地震時の安全確保

揺れているときは、まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見ましょう。揺れがおさまったら、ストーブやガス調理器など、火気の始末をするとともに、玄関等のドアを開け、避難経路を確保しましょう。

※　詳細については、「地震その時 10 のポイント」（資料5）を参照してください。

■　自宅及び周辺の被害状況確認

支援団体・支援者は、自宅及び周辺の被害状況を確認した上で、可能な範囲で要支援者の安否確認や避難誘導支援をお願いします。

※　決して無理をしないことが大切です。

≪安否確認時の服装と持ち物≫

- ヘルメット
- 軍手
- 靴
- 懐中電灯
- 応急手当用品
- タオル
- 筆記用具（マジック等）
- ガムテープ
- メモ用紙（安否確認後に玄関等に貼る用紙）など

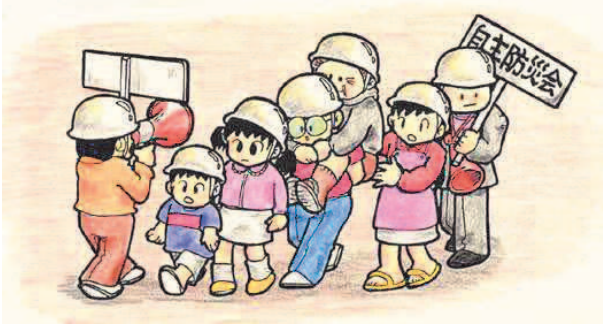

■　「立川市の震度」確認

テレビ・ラジオ、立川見守りメール、防災行政無線、立川市ホームページ等から、「立川市の震度」を確認してください。

※　停電によりテレビやパソコンが使用できなくなることや、通信規制等により携帯電話等のメールもつながりにくくなることが想定されます。防災行政無線に注意を傾ける、事前に電池式ラジオを準備するなど、より確実に情報収集できる手段を考えておきましょう。

≪情報収集媒体≫

- **テレビ・ラジオ**
  地震規模、被害状況の全体像について情報が得られます。
- **立川見守りメール**
  立川市役所からの地震・避難等の情報をメールで一斉に伝えます。
- **防災行政無線**
  立川市役所からの地震・避難等の情報をスピーカーで一斉に伝えます。
- **立川市のホームページ**
  立川市内の地震規模、被害状況、対応状況等の情報が得られます。
- **ローカルラジオ『エフエムたちかわ　84.4MHz』**
  立川市及び近隣市町の被害状況・交通情報等について情報が得られます。
- **ケーブルテレビ『ジェイコム多摩』**
  立川市及び近隣市町の被害状況・交通情報等について情報が得られます。

■　一時集合場所等へ参集

「立川市の震度が４以上」であることを確認したら、事前に支援団体ごとに定めた一時集合場所等に参集しましょう。

※　支援団体によっては、一時集合場所等に参集しないなど、対応が異なる場合があります。

② 安否確認・避難誘導の実施（発災～概ね 3 時間）

■ 支援団体構成員の安否確認

一時集合場所等への参集状況等から支援団体構成員の安否確認を行うとともに、周辺の被害状況について情報共有しましょう。

※ 一時集合場所等に参集したものの、周辺で火災が発生し、以後の安否確認を行うことは困難と判断した場合には、すぐに避難場所、オープンスペース等の安全な場所に避難してください。

■ 支援団体構成員のうち安否未確認の方／要支援者（名簿登載者）の安否確認

一時集合場所に参集した支援団体構成員は、同構成員のうち安否確認が取れていない方と要支援者（名簿登載者）の安否確認を行います。安否確認が終了したら、そのお宅の玄関ドアに「確認済み」がわかるようなメモを残してください。

また、安否確認の際に、本人又はその家族等へ、被害状況等の情報を提供するよう努めてください。

※ 避難誘導支援者は、地域の安否確認に優先して、避難支援プラン（個別計画）対象者の安否確認や必要に応じた避難誘導支援をお願いします。

※ 災害発生時における情報の不足や情報提供の遅れは被災者の不安感を高めるため、自宅から動けず情報を得にくい要支援者に情報を提供してください。

③　安否確認結果の集約と報告

支援団体は、地震発生から概ね３時間ごとに１度、一時集合場所等において安否確認結果を集約し、最寄りの小中学校で要支援者対応職員（立川市福祉保健部職員）に報告してください。また、結果集約のときに、支援団体内でも互いに安否確認状況、被害状況、その他情報の共有を図ってください。

※　立川市に震度 4 以上の地震が発生したときには、市内 30 の市立小中学校(旧けやき台小学校は、若葉台小学校新築工事のため使用中止[平成 30 年 4 月～])に、市役所から職員（福祉保健部）を派遣します。派遣職員は、概ね３時間ごとに 1 度、支援団体から受けた報告を取りまとめ市災害対策本部に報告します。市災害対策本部は、派遣職員の報告などから市内全域の被災状況・安否確認状況を把握し、今後の対応策を検討します。

４　注意事項

①　「要支援者」への伝達方法

☞　「要支援者」の中には、耳や目の不自由な方など、会話を苦手としている人がいます。そのため、災害の発生を理解できない事もあるため、紙に大きく書いたり、耳元でゆっくりと話したり、わかりやすい言葉で伝える等、伝達方法の工夫を心がけてください。

なお、要支援者の特徴と災害時に必要とされる支援内容については、資料４を参照してください。

②　「要支援者」の避難誘導

☞　万が一、家屋の倒壊の恐れやすべてのライフラインの停止等

の理由によって、やむを得ず避難所へ行かなければならない状況や、「要支援者」のけが等で、医療機関への受診・搬送が必要な状況に遭遇した場合には、その状況に応じた対応をお願いします。

☞　要支援者本人やその家族等の支援によっても避難が困難な場合は、避難支援のご協力をお願いします。支援団体・支援者一人での判断ができない場合や他の人の協力が必要な場合は、無理をせず周りの支援団体・支援者や近隣の方へ応援を求めるようにしてください。

☞　自力で避難できる要支援者の避難誘導をする際は、自分が属する支援団体名と自分の氏名を知らせるとともに災害の状況、避難先等を説明し、地域で定められている避難場所・避難所へ誘導してください。

③　状況に応じた対応

☞　原則、避難誘導支援については、事前にお願いをしている避難支援プラン（個別計画）に沿った形になりますが、道路閉塞や避難所建物倒壊などにより、避難経路や避難先を変更せざるを得ない場合も出てくることが予測されます。その場合、安全確認を行った上で、臨機応変に対応するようにしてください。

☞　万が一、安否確認や避難誘導支援の際に、重症なけが人やその他、緊急対応が必要な要支援者を見かけた場合には、まわりの人に応援要請を行うなど、必要な対応をお願いします。

第３章　要支援者編

第１節　要支援者の取組み

１　平常時の取組み

災害に備え、「支援団体・支援者との関係づくり」と「日頃の備え」を行います。

① 【関係づくり】支援団体・支援者との積極的なコミュニケーション

② 【関係づくり】防災訓練への参加

③ 【日頃の備え】ケガをしない環境づくり

④ 【日頃の備え】避難に備えた非常持出品の準備

２　災害発生時の対応

災害発生時には、可能な範囲で、次の３つの活動を行います。

① グラッときたら、身の安全を図る。

② 揺れがおさまったら、火気の始末、出口の確保等をはじめ、自宅の被害状況や周りの様子の把握に努める。

③ 避難が必要な場合には、非常持出品等を準備し、支援団体・支援者又は避難誘導支援者を待つ。緊急の場合は、できる限り自分で避難し、支援が必要な場合には周囲の人に助けを求める。

≪名簿提供後の流れ≫

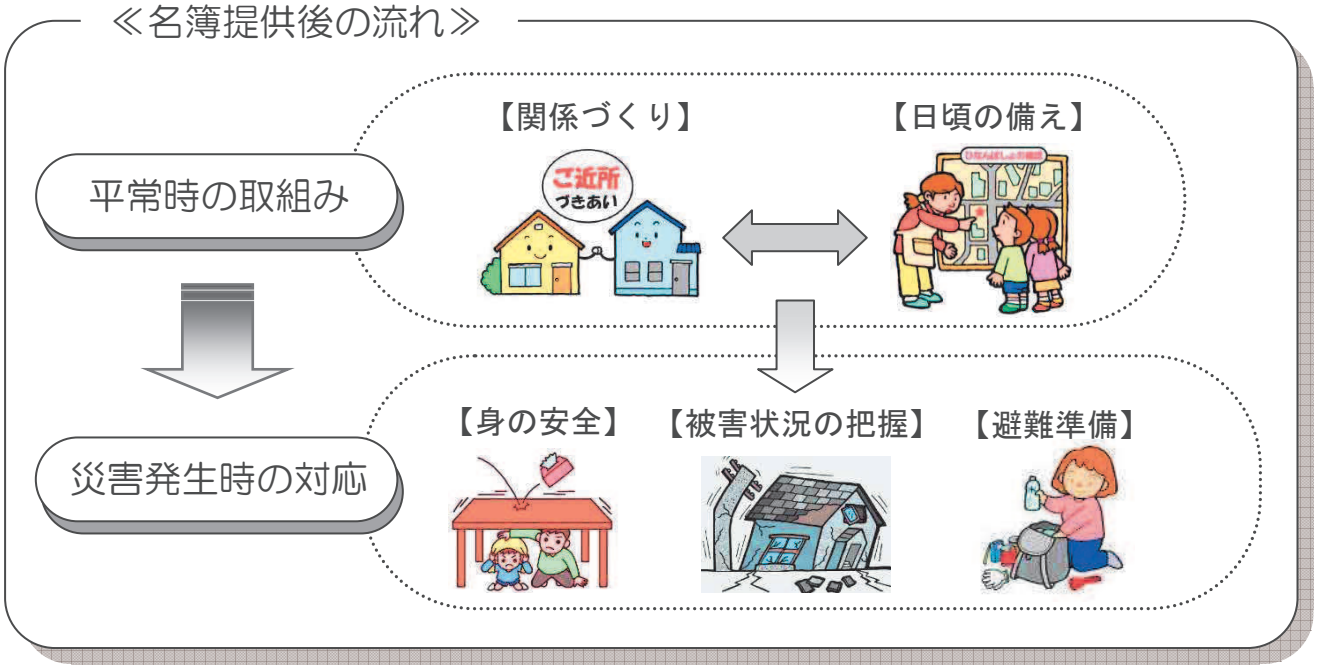

第２節　平常時の取組み

災害の状況によっては、地域の支援団体・支援者も被災し、安否確認に来られない場合もあります。災害に備えて、平常時から自分でできることは自分で行うことが大切です。

① 積極的なコミュニケーション

要支援者が、多くの災害で被害にあった理由として、迅速な避難行動が困難ということもありますが、地域の人に自分自身の存在を知ってもらっていなかったということもあります。

存在を知らない場合、助けることも難しくなります。地域の人に積極的にあいさつする、話かけるなどして、自分自身の存在を知ってもらいましょう。

② 防災訓練への参加

よく知らない相手や仲が良くない相手のために自分の力を貸そうとする人は少ないでしょう。

あいさつするだけの間から、知りあい、そして友人にまでなれば、きっと災害時には手を貸してくれるはずです。

自治会や市民防災組織で行われる防災訓練などに勇気をもって参加し、地域住民に、災害時に支援が必要な状況を理解してもらい、地域の輪を作るよう努めましょう。

③ ケガをしない環境づくり

グラっときたその瞬間を生き延びること、けがをしないことが、その後の自宅での生活や避難行動を可能にし、多くの人の命や地域の財産を守ることにつながります。特に、寝ているときは最も無防備な状態なので、寝室には安全な空間を確保しましょう。

④ 避難に備えた非常持出品の準備

一般的な防災グッズの他に、要支援者の特性※に応じた非常持出品を用意しておきましょう。

※ 特性：「高齢者のいる家族や手足の不自由な人」、「目の不自由な人」、「耳の不自由な人」、「内部障害、知的障害、精神障害などのある人」など

≪要支援者特性に応じた非常持出品の例≫

- **高齢者のいる家族や手足の不自由な人**
  「紙おむつなどの介護用品」・「携帯トイレ」、「幅の広いおんぶひも」など
- **目の不自由な人**
  「白杖」、「手袋」（手で触れて周囲の情報を知るときに割れたガラス等で怪我をしないため）など
- **耳の不自由な人**
  「補聴器用の電池」、「筆談のためのメモ用紙」、「筆記用具」、「災害時用の緊急会話カード」など
- **内部障害、知的障害、精神障害などのある人**
  「常備薬」、「かかりつけ医療機関名などを記載したメモ」、「装具の予備」など

第３節　災害発生時の対応

災害時であっても、自分でできることはなるべく自分で行い、地域の被害軽減に協力しましょう。

地域の支援団体・支援者は、区域を分担して要支援者の安否確認を順次行っています。場合によっては、安否確認の際に、負傷した方や家屋•家具等の下敷きになった方を発見し、その対応に追われ、次の安否確認に行くまでに時間がかかってしまうことがあります。また、災害の状況によっては、支援者自身も被災し、安否確認に行けない場合もあります。

1　地震発生直後の対応フロー例

地 震 発 生

身の安全を確保する。

ケガの有無等を確認する。

生活できる程度

生活できない程度

建物（家屋）の被害状況等を確認する。

生活できる程度

生活できない程度

近隣の火災状況を確認する。

ある

ない

自宅の玄関先に「・・へ避難した」旨のメモを貼り、一次避難所へ避難する。(注)

自宅の玄関先に「無事」のメモを貼り、自宅で生活する。

※ 可能な範囲で、自分でできるところまでは自分で行いましょう。
※ 自力での行動が無理な場合は、周囲の人に助けを求めましょう。

（注）
☞　発災直後は、まず一次避難所に避難してください。二次避難所・福祉避難所については、被害状況等を鑑み、受け入れ体制が整ってから順次開設します。
☞ 施設の受け入れ体制が整い、二次避難所・福祉避難所が開設された後は、自宅から直接避難することができます

2　災害発生時の対応

①　安全確保と状況把握（地震発生直後）

■　地震時の安全確保

揺れているときは、むやみに行動しようとせず、まずは身の安全の確保に努めましょう。

揺れがおさまったら、火の始末、出口の確保等を行いましょう。

（※　詳細については、「地震その時 10 のポイント」（資料5）を参照してください。）

■　自宅の被害確認

家屋及び室内の被害状況を確認し、今後の生活が困難と判断した場合には、自宅の玄関先に「・・へ避難した」旨のメモを貼り、一次避難所に避難します。ご自身で確認や判断ができない場合には、支援団体・支援者や近隣住民にたずねましょう。また、自ら避難することが困難な場合には、無理にその場から動こうとせず、周囲の人に助けを求めましょう。

■　震度の確認

テレビ・ラジオ、立川見守りメール、防災行政無線、立川市ホームページ等から、「立川市の震度」を確認してください。

「立川市の震度が ４ 以上」の場合、安否確認のため支援団体・支援者が要支援者宅を順番に訪問します。

※　停電により TV やパソコンが使用できなくなることや、通信規制等により携帯電話等のメールもつながりにくくなることが想定されます。防災行政無線に注意を傾ける、事前に電池式ラジオを準備するなど、より確実に情報収集できる手段を考えておきましょう。

≪情報収集媒体≫

- **テレビ・ラジオ**
  地震規模、被害状況の全体像について情報が得られます。
- **立川見守りメール**
  市役所からの地震・避難等の情報をメールで一斉に伝えます。
- **防災行政無線**
  市役所からの地震・避難等の情報をスピーカーで一斉に伝えます。
- **立川市のホームページ**
  市内の地震規模、被害状況、対応状況等の情報が得られます。
- **ローカルラジオ『エフエムたちかわ　84.4MHz』**
  立川市及び近隣市町の被害状況・交通情報等について情報が得られます。
- **ケーブルテレビ『ジェイコム多摩』**
  立川市及び近隣市町の被害状況・交通情報等について情報が得られます。

② 避難準備

自宅の被害状況等から、避難所へ避難すると判断した場合、支援者が来たらすぐに避難できるよう、非常持出品等の確認・準備をしておきましょう。

（※ 自宅が倒壊の恐れがない場合には、できるだけ自宅で生活を継続してください。）

3 注意事項

① 支援団体・支援者が安否確認に来たときの留意事項

☞ 支援団体・支援者の皆さんは、地域で安否確認が必要な方のところを回っています。支援団体・支援者が来た時は自分と、自宅の状況、支援してほしい内容をできるだけ簡単に伝え、支援団体・支援者が迅速に次の方のところに行けるようにご協力ください。

☞ 皆さんの安否確認をしたときに、支援団体・支援者の方は玄関などのわかりやすい位置にガムテープなどで「済 月／日 ○時」と書いたメモを残していきます。これは、皆さんの安否確認が済んだことを周囲に知らせるためのものです。余震時の安否確認も同様に行うため、同じものが数枚貼られることがありますが、それらも含めて２～３日ははがさずにそのままにしておいてください。その後は、ご自分でメモをはがしてください。

② 支援団体・支援者が来られないときの対処

■ 自ら避難行動をとることができる方の場合

☞ 自宅の倒壊、家具の転倒、ガラスの飛散等により自宅での

生活が困難となった場合、避難が必要となります。避難の際には、あらかじめ準備したご自身の心身の状態と必要な助けを書いたカード等を首から下げるとよいでしょう。また、杖や補聴器、内服薬等、必要な物を身につけましょう。

☞　二次被害を防ぐため、単独での避難は避け、できる限り２人以上で行動しましょう。また、落下物やガラス片などでけがをしないよう、十分注意しましょう。

■　**自ら避難行動をとることが困難な方**

☞　もし、避難誘導支援者等が安否確認に来られない場合には、笛やブザーを鳴らす、窓際から屋外へ目印を提示する等により、近隣の方の助けを求めましょう。

☞　支援団体・支援者の方に自分の心身の状態を説明し、理解してもらう事も安全かつ迅速に避難する上で重要です。日頃から近隣との交流、情報交換に心がけましょう。

③　**支援団体・支援者への配慮**

☞　災害時には、支援団体・支援者の方も被災者となることもあります。支援を受けることができなかったとしても、支援団体・支援者の方を責めることはできません。支援団体・支援者は、みなさんのため、地域のために善意で支援を行ってくれていることをご理解ください。